

～催しを主催する皆様へ～

## 多数の者の集合する催しで火気を扱う露店等を開設する場合～ 消火器の準備と露店等の開設届けが必要となります。

横浜市火災予防条例により祭礼、縁日、花火大会、展示会など「多数の者の集合する催し」※<sup>1</sup>で、「対象火気器具等」※<sup>2</sup>を使用する場合には、

①消火器の準備 をした上で使用してください。

また、対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合は、

②露店等（＝露店、屋台、コンテナハウス、食品営業自動車など）の開設の届出（開催日の5日前まで）を消防署に届け出てください。

車で移動して食品を調理加工、販売する車

### ※1「多数の者の集合する催し」とは

一時的に一定の場所に多数の集客が予想されるものをいいます。

互いに面識がある方たちのみで開催されるものは該当しませんが、次の場合は、多数の者の集合する催しとして扱います。

- ・対象火気器具等の取扱いを露店業者等が行うもの
- ・対象火気器具等の取扱いを露店業者等以外の者が行う場合で、不特定多数の者に対し集客のための広報を行うもの



互いに面識がある方たちの方々の集まりとは、近親者によるバーベキュー、幼稚園などの餅つき大会など、限られた方のみが参加するものです。

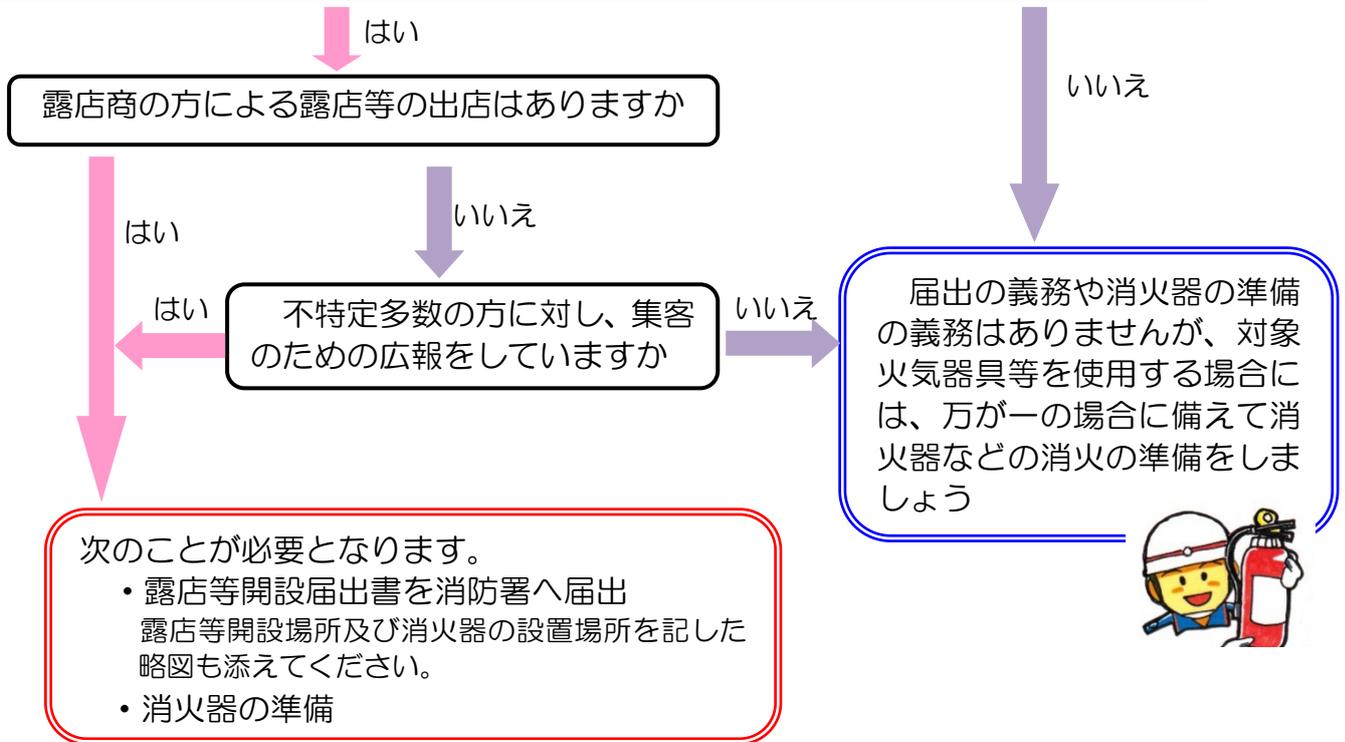
### ※2 「対象火気器具等」とは

液体燃料（ガソリン等）、気体燃料（プロパンガス等）、固体燃料（炭等）などを熱源とし火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生するおそれのある器具  
例）コンロ、発電機、ストーブ、グリドルなど



届出が必要かどうかをご確認ください  
(ご不明な場合は、消防署までお問い合わせください)

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者の集合する催しで、対象火気器具等を使用する露店等を開設しますか(屋内、屋外は問わず)



露店等開設届出書の届出者は…

露店等を開設しようとする方が届出ることにも可能ですが、なるべく催しの主催者、施設の管理者、露店等の統括者などがまとめて届け出てください。

準備する消火器の種類と本数は…

住宅用消火器は認められませんので、業務用消火器をご準備ください。  
原則として1つの対象火気器具ごとに1本の消火器を準備してください。

【お問い合わせ先：各消防署総務・予防課】

消防署	電話番号	消防署	電話番号
鶴見消防署	045(503)0119	金沢消防署	045(781)0119
神奈川消防署	045(316)0119	港北消防署	045(546)0119
西消防署	045(313)0119	緑消防署	045(932)0119
中消防署	045(251)0119	青葉消防署	045(974)0119
南消防署	045(253)0119	都筑消防署	045(945)0119
港南消防署	045(844)0119	戸塚消防署	045(881)0119
保土ヶ谷消防署	045(342)0119	栄消防署	045(892)0119
旭消防署	045(951)0119	泉消防署	045(801)0119
磯子消防署	045(753)0119	瀬谷消防署	045(362)0119